

# 広島市景観計画の概要について

## 1 背景及び目的

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定して以来、30年以上にわたり、建築物や屋外広告物等に係る景観協議制度などにより美しい都市景観の形成に向けて取り組んできました。

平成16年12月の景観法の施行により、景観誘導について法的拘束力のある仕組みが創設されたことや、平成23年12月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプト」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの取組を集大成し、さらに充実・発展させるため、広島市景観計画（以下「景観計画」という。）を平成26年7月に策定し、平成27年1月から運用を開始しています。

＜参考：広島市の景観形成の主なあゆみ＞

昭和56年	広島市都市美計画策定
昭和58年	平和大通り沿道建築物等美観形成要綱制定
昭和59年	都市美協議制度制定
平成元年	リバーフロント建築物等美観形成協議制度制定
平成7年	西風新都アーバンデザイン推進要綱制定 原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱制定
平成16年	景観法制定
平成18年	広島市景観条例制定 広島市屋外広告物条例改正
平成19年	縮景園周辺建築物等美観形成要綱制定
平成20年	広島市景観形成基本計画策定
平成26年	広島市景観計画策定
平成27年	屋外広告物新基準施行

## 2 意義

景観計画は、市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。

## 3 位置付け

景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として関連計画との整合や連携等を図り策定するものです。

## 4 目標年次

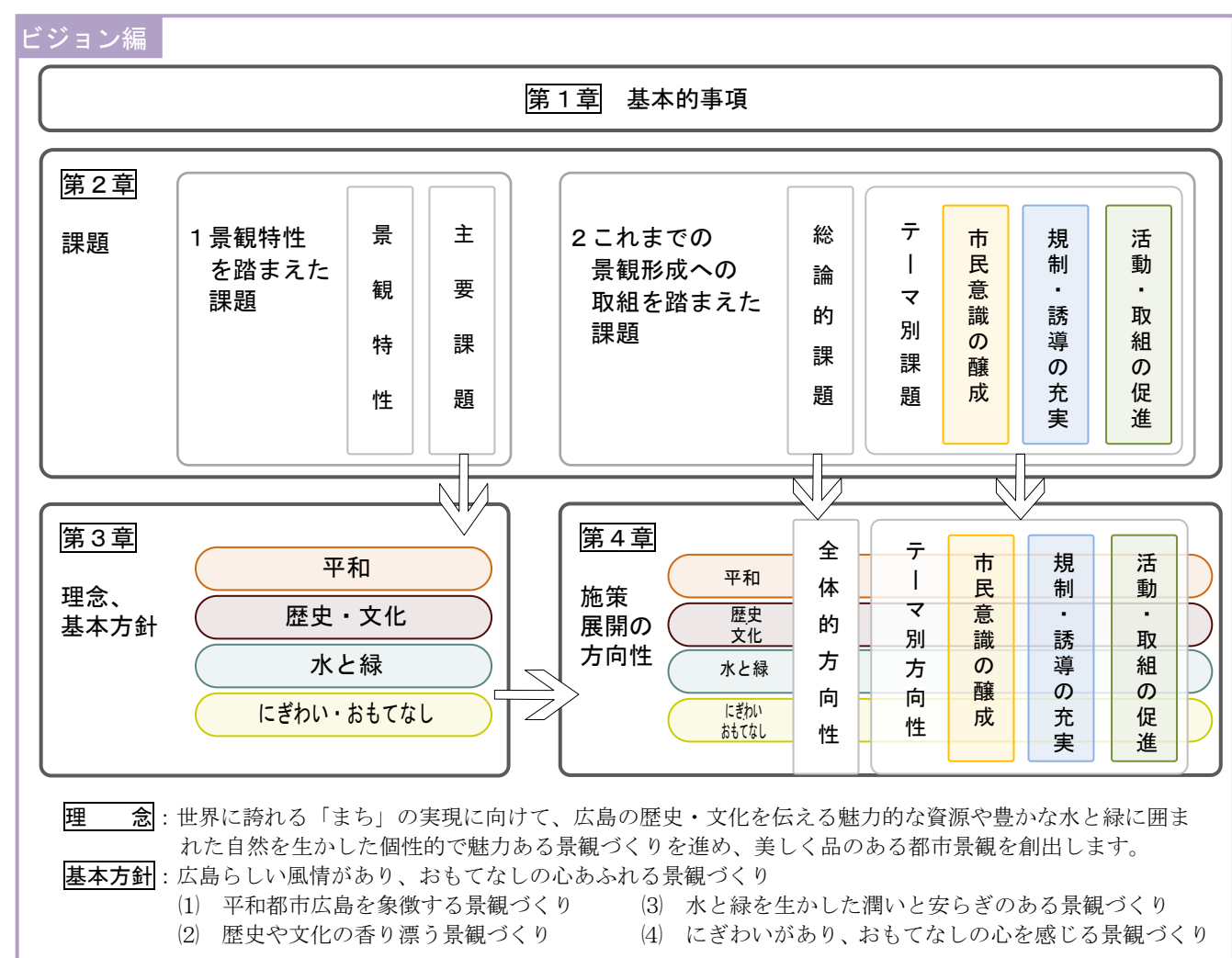
平成42年度（2030年度）

〔景観計画に示す方向性は、被爆100周年（平成57年度（2045年度））に向けた景観形成のあり方を展望したものとしています。〕

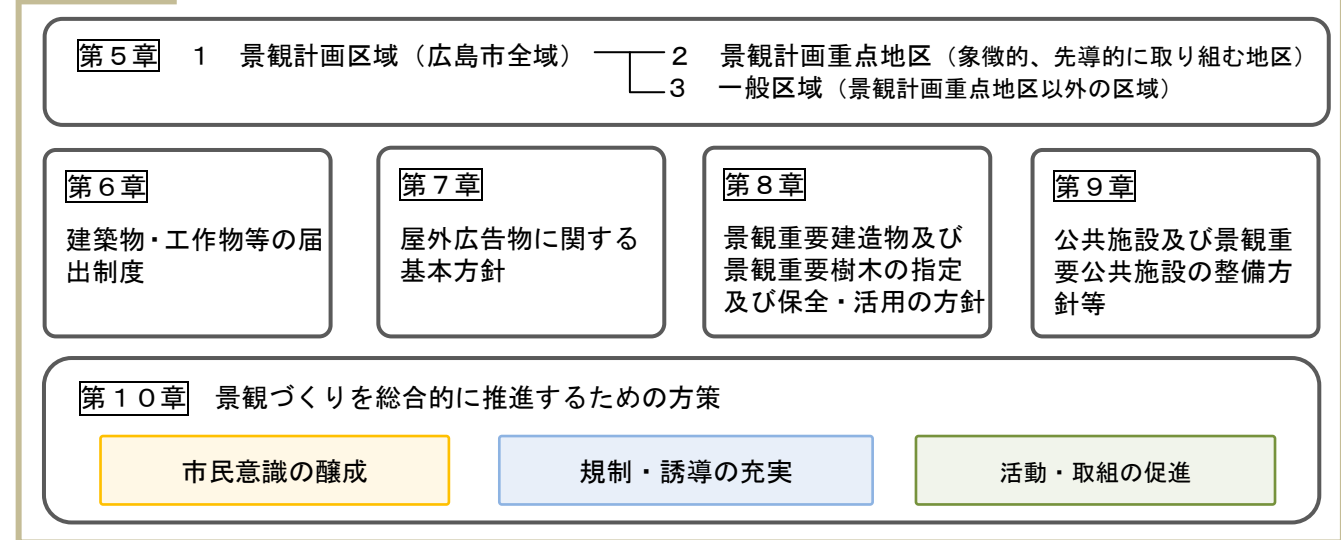
## 5 景観計画における景観の定義

本計画では、「景観とは、人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、地域の歴史や文化、自然などの風土や日常生活から醸し出される雰囲気、まちづくり活動やイベントによるにぎわいや活力など、見る人の知識や経験、価値観などからのまちの感じ方を含めたもの」と定義しています。

## 6 景観計画の構成



## 推進編



## 7 今後の展開

景観計画を本市の景観づくりのよりどころとして、第10章に掲げる三つのテーマ別に体系化した施策を総合的に推進していきます。